Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理

(1) 意義

銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。

なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期 警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求 等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。

大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。

新

Ⅱ-2-2-1 統合的なリスク管理

(1) 意義

銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。

特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等より適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。

当局は、銀行による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限尊重しつつ、それが銀行の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、銀行に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。

なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととする。

IB	新
	大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行の統合的なリスク管理態勢の評価・検証については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。
Ⅱ-2-4 信用リスク	Ⅱ-2-4 信用リスク
Ⅱ-2-4-2 主な着眼点	Ⅱ-2-4-2 主な着眼点
信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、	信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(新設)	(6) デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。 ① カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理 ② デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握 ③ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認 ④ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施
Ⅱ−2−5 市場リスク	Ⅱ-2-5 市場リスク

IΒ 新 Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 株式の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講 じられているか。例えば、 (1) リスク管理態勢 ① 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リ (1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リ スク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、リス スク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、 ク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢 リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの を整備しているか。 管理態勢を整備しているか。 ② 市場リスク管理のための規程においては、市場部門(フロント・オフ (2)ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・ ィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミド ル・オフィス)について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明 リミット(VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度の設定に際して、取 締役会が基本的な考え方を明確に定め、またこれらの枠について定期的に見 確にしているか。 直しているか。 また、ポジションの状況やリスク量等について、リスク管理部門が適切 に把握し、担当取締役(必要に応じ取締役会等)に報告しているか。各 種リミットを超過した場合、又は超過するおそれがある場合の管理者へ の報告体制を整備しているか。 (3) 特定取引(トレーディング) 部門と非特定取引(バンキング) 部門の ③ 市場関連リスク管理に当たっては、特定取引(トレーディング)部門 双方において、現在価値に換算したベースのポジション、及びリスクの商品 と非特定取引(バンキング)部門の双方がカバーされる体制をとってい 別・期日別等の内訳を適切に把握しているか。 るか。

(4) 仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品への投資を行っている場

④ 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等

の方針を決定しているか。

- <u>合、経営陣が商品のリスク特性を把握し、適切なリスク管理態勢を整備して</u>いるか。
- (5) ストレステストを実施しているか。また、市場リスクの計量において 損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。
- (6)特定取引部門においては、リスク量の把握の前提となる価格評価について、対象取引の市場流動性の低下や、デリバティブ等に関する価格評価モデルの使用によって問題が生じる可能性を適切に把握しているか。

(7) 銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金)の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。

新

- ⑤ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広 く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク 管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に経営陣等に報告を 行う態勢が整備されているか。
- ⑥ リスク管理部門は、各業務部門へのリスク資本の配賦や限度枠(ロスカット・ポイント、ウォーニング・ポイントなど)の機械的な設定にとどまらず、リスク管理に資する様々な情報を収集・分析し、主体的にリスクの把握を行い、日常的なリスク管理に活用しているか。
- <u>⑦ リスク管理部門は、把握したリスクについて、定期的な報告にとどま</u>らず、必要に応じて経営陣への報告を行っているか。

(2) リスク管理の内容・手法

- ① 現在価値に換算したポジション、及びリスクの保有資産別・期日別等 の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有 資産のリスクを適切にとらえているか。
- ② 銀行勘定の金利リスクは、いわゆるコア預金(明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金)の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。
- ③ VaR値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- ④ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはV

IΒ	新
	a Rの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法には
	<u>一定の限界があることを踏まえ、ストレステストを含むリスク管理手法</u>
	<u>を整備しているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏ま</u>
	<u>えてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。</u>
	⑤ ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ(過去の主な危機
	<u>のケースや最大損失事例の当てはめ)のみならず、仮想のストレスシナ</u>
	<u>リオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについ</u>
	ては、内外の経済動向に関し、保有資産等に対し影響の大きいと考えら
	れる状況を適切に想定しつつ、複数設定しているか。さらに、前提とな
	っている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討
	<u>を行っているか。</u>
	⑥ ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・
	リミット(VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度、ストレステス
	トの設定に際しては、取締役会において、銀行におけるリスク管理の方
	<u>針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。ま</u>
	た、取締役会等において、定期的に(最低限各期に1回)、各部門の業
	務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。
	⑦ ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしく
	は超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限(方針及び手
	続き等)が明確に定められているか。
	⑧ ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が
	行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備され
	<u>ているか。</u>
	⑨ 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に定める株式等の保

IΒ	新
	有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。
	(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理
	証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、
	以下のような点を留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性の
	<u>あるローン(自行でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する</u>
	場合を問わない。)やCDS取引についても、同様の留意が必要となる。
	① 商品の適切な価格評価
	市場性のあるクレジット商品(市場性のあるローンやCDS取引も含
	<u>む。)に関して、以下のような点を留意して、価格評価を行っている</u>
	<u>か。</u>
	<u>イ. 価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合</u>
	<u>は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、類似商</u>
	<u>品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っ</u>
	ているか。また、価格評価モデルを用いる場合、モデルが一定の前提
	<u>の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジック</u>
	を見直し、適切性を検証しているか。
	<u>ロ. フロント部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時</u>
	<u>価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門</u>
	等において、独立した立場から検証を行っているか。
	<u>ハ. ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な</u>
	限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性
	の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モ
	デルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等

In	tr tr
IΒ	新
	に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。
	② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握
	イ. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付機関の格付手法や
	格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格
	付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
	ロ. 証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣
	後構造(レバレッジの程度)や流動性補完、信用補完の状況、クレジ
	<u>ットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状</u>
	況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。
	ハ. 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジ
	<u>ネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者</u>
	の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。
	③ 市場流動性リスクの管理
	<u>イ. 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検</u>
	証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、
	a. 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていな
	<u>いかを確認すること</u>
	<u>b. ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや</u>
	実際に売却可能な価格水準を把握すること
	c. 各種指数等(証券化商品のインデックス等)の分析により市場環
	境の変化をモニターすること
	d. 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレス

IΒ 新

- (注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参 照。
- (注2) マーケット・リスク規制の適用対象取引(「銀行法第十四条の二の 規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状 況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下「告示」とい う。) 第 10 条第 2 項第 2 号に規定する特定取引等) に関する内部管理等 については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照す ること(19年3月期より適用)。

Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

主なオフサイト・モニタリングは、別紙2の年間スケジュールを目途に行 うものとする。

各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。

(1) (略)

(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・環元 銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性 リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の

- ロ. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に 対応を検討する態勢が整備されているか。
- (注1) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参 照。
- (注2)マーケット・リスク規制の適用対象取引(「銀行法第十四条の二の 規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状 況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下「告示」とい う。) 第 10 条第 2 項第 2 号に規定する特定取引等) に関する内部管理等 については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ-2-1-2-3 マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照す ること(19年3月期より適用)。

Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

主なオフサイト・モニタリングは、別紙2の年間スケジュールを目途に行 うものとする。

各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。

(1) (略)

(2) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元

銀行に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性 リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の

П	新
状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を <u>行い、当該分析結果を</u> 銀行に還元することを通じ、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。	状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を <u>踏まえ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、</u> 銀行に <u>適時に</u> 還元することを通じ <u>て</u> 、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)
Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項	Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項
Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項	Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項
 (1)一般的な留意事項 ①・② (略) ③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。 	(1) 一般的な留意事項 ①・② (略) ③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。特に、市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自行のリスク特性に即した有用な情報を積極的に開示することが望ましい。
(2) (略)	(2) (略)
Ⅲ-4-9-5 主な着眼点	Ⅲ-4-9-5 主な着眼点

IΒ	新
(1) (略)	(1) (略)
(2) 利用者に分かりやすい開示①~④ (略)	 (2) 利用者・投資家に分かりやすい開示 ①~④ (略) ⑤ 市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、自行のリスク特性に即した有用な情報の積極的な開示に努めているか。
Ⅲ-4-14-1 産活法第2条第2項第2号及び産活法の施行に係る指針 (以下「施行指針」という。)第6条、第8条、第9条の 事業革新の定義	Ⅲ-4-14-1 産活法第2条第2項第2号及び産活法の施行に係る指針 (以下「施行指針」という。)第6条、第8条、第9条の 事業革新の定義
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5%ポイント以上上回る場合をいう。	(3)施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該 役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業 年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で 表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役 務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における 当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を 5%ポイント以上上回る場合をいう。
Ⅲ-4-14-2 <u>産活法第3条第6項第1号</u> 及び我が国産業の活力の再生 に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二.	Ⅲ-4-14-2 <u>産活法第5条第6項第1号</u> 及び我が国産業の活力の再生 に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二.

IΒ	新
ロ.の事業再構築の認定の基準	口.の事業再構築の認定の基準
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
Ⅲ-4-14-3 <u>産活法第2条の2第2項第2号</u> 及び基本指針 <u>一. ハ.</u> 2. ③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義	Ⅲ-4-14-3 <u>産活法第3条第2項第2号</u> 及び基本指針 <u>二.口.2.</u> の 財務内容の健全性の向上に関する目標の定義
(1) 基本指針 <u>一. ハ. 2. ③(イ)</u> の「有利子負債合計額」は、例えば、 預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例 えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。	(1)基本指針 <u>二. 口. 2. ①</u> の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を 含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、 不良債権を除く貸付債権等を指す。
(2)基本指針 <u>一.ハ.2.③(ロ)</u> の「経常収入」は、例えば、経常収益 を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。	(2)基本指針 <u>二.ロ.2.②</u> の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。
Ⅲ-4-14-4 <u>産活法第2条の2第2項第3号</u> 及び基本指針三. ロ. の 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義	Ⅲ-4-14-4 <u>産活法第3条第2項第3号</u> 及び基本指針三. ロ. の過剰 供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義
(略)	(略)
Ⅲ-4-14-5 <u>産活法第2条の2第2項第3号</u> 及び基本指針三. ハ. の 共同事業再編の認定の基準	Ⅲ-4-14-5 <u>産活法第3条第2項第3号</u> 及び基本指針三. ハ. の共同 事業再編の認定の基準
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

IΒ	新
Ⅲ-4-14-6 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四. 口. の	Ⅲ-4-14-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四. 口. の経営
経営資源再活用の認定の基準	資源再活用の認定の基準
(略)	(略)
Ⅳ 銀行代理業	┃
	241114 251
(注) (略)	(注) (略)
(/_/ ((72)
IV — 1 意義	 IV — 1 意義
1 1 12 72	14 1 15.43%
(1)銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内	(1)銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内
容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を	 容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を
内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の	 内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の
締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者(銀行	締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいい、銀行代理業者(銀行
代理業再受託業者を含む。以下同じ。) とは、法第52条の36第1項の	代理業再受託者を含む。以下同じ。)とは、法第 52 条の 36 第 1 項の内
内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。	閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。
所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定	所属銀行とは、銀行代理業者の代理又は媒介によって、①預金又は定
期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を	期積金等の受入れを内容とする契約、②資金の貸付け又は手形の割引を
内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことを	内容とする契約、③為替取引を内容とする契約を締結する銀行のことを
いう。	いう。
(の) 知行は四世老は、白さ知行は四世を覚れ来します。たの覚れ知行は四	(の) 伊尔伊田衆老は、白さ伊尔伊田衆を尚む老しして、その尚も伊佐伊田
(2)銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理	(2)銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理

業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属銀行もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が果たさなければならないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

Ⅳ-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応

(1) (略)

(2) 監督上の対応

① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営に<u>問題</u>が認められる場合には、<u>法第52条の53に基づき報告を求めるとともに、</u>必要に応じ、所属銀行に対しても法第24条に基づき報告を求めるなどの対応を行う。

新

業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属銀行<u>及び銀行代理業再委託者</u>もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

銀行法が、銀行代理業者のみならず、所属銀行及び銀行代理業再委託者にこのような責任を負わせた趣旨は、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属銀行が(再委託を行う場合には銀行代理業再委託者と連携して)果たさなければならないということを宣言したものであり、銀行代理業者の監督に当たっても、所属銀行の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

Ⅳ-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応

(1) (略)

(2) 監督上の対応

① 上記(1)のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営又は所属銀行による銀行代理業者の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ所属銀行に対し<u>臨機のヒアリングや</u>法第 24 条に基づき報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。

- ② 報告を検証した結果、銀行代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、法第52条の55に基づく業務改善命令、法第52条の56に基づく業務停止命令等を発出することとする。
- ③ また、所属銀行の銀行代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属銀行に対して、法第26条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

Ⅳ-3-1-3 監督部局間の連携

(1) 施行令第 17 条の 4 第 1 項の規定により許可又は承認の権限を行う財務 局長は、許可(予備審査を含む。)又は承認をしようとする事項が他の 財務局の管轄に及ぶときは、必要に応じ当該他の財務局(所属銀行等の 監督権限が金融庁にある場合には、当該所属銀行等を監督する監督局担 当部門。以下Ⅳにおいて同じ。)と協議することとするほか、その他参 考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報を提供するなど、 密接な連携に努めるものとする。 新

- ② また、所属銀行からのヒアリング等において銀行代理業者に問題があると考えられる場合には、必要に応じ銀行代理業者に対してもヒアリングや法第52条の53に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取り組みを促す。
- ③ 銀行代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、法第52条の55に基づく業務改善命令、法第52条の56に基づく業務停止命令等を発出することとする。
- ④ また、所属銀行の銀行代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属銀行に対して、法第26条に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

Ⅳ-3-1-3 監督部局間の連携

(1) 所属銀行等監督部局又は銀行代理業者監督部局は、銀行代理業の許可申請がなされた(又は申請する意向を把握した)場合や、申請者・所属銀行等・銀行代理業者・銀行代理業再委託者の内部管理態勢や銀行代理業者又は申請者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を関係する監督部局に情報提供し、これを受けた監督部局は必要に応じ申請者・所属銀行等・銀行代理業者・銀行代理業再委託者の内部管理態勢、銀行代理業者又は申請者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は許認可等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、関係監督部局に情報提供し、又は意見を求めるなど、密接な連携に努め

IΒ	新
	<u>るものとする。</u>
(注) 所属銀行等とは、施行規則第 34 条の 43 第2項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。	(注 <u>1</u>) 所属銀行等とは、施行規則第 34 条の 43 第 2 項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。 (注2) 所属銀行等及び銀行代理業再委託者には、新たな銀行代理業許可申請により所属銀行又は銀行等代理業再委託者になろうとする者を含
	む。なお、当該許可を受ける前の段階ではこれらの者に銀行代理業者 に対する指導等義務は課されないが、許可を受けた段階で義務が課されること、銀行には銀行代理業を含む業務の外部委託全般について監
	督義務があること(銀行法第 12 条の 2 第 2 項)から、これらの者の監督部局は、必要に応じ、当該許可前の段階においても監督指針Ⅳ-4
	<u>ーとーも、Nー 5に則り載刊代理業者の業務の過切性等を確保するた</u> めの措置が講じられているか等について検証することとする。
(2)銀行代理業者に対して行政処分等を行うに当たり、当該銀行代理業者	(2)銀行代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式
の所属銀行等が他の財務局の管轄である場合等は、必要に応じて十分な 連携を図りこれらの事務を行うものとする。	などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合は、所属銀行及び銀行 代理業再委託者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、
	監督部局間はより密接に連携する必要があることに留意すること。
	なお、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を 展開する意向を把握した場合、速やかに金融庁に連絡することとする。
_ <u>(新設)</u>	(3)情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努める こととする。

IΒ	新
Ⅳ-3-1-5 行政報告	Ⅳ-3-1-5 行政報告
(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、	(1) 財務局長は、各四半期末現在における銀行代理業者の状況について、
翌月20 日までに監督局長へ報告することとする。	翌月20 日までに監督局長へ報告することとする。
(参考)様式・参考資料編 様式Ⅳ-3-1-5	(参考)様式・参考資料編 様式Ⅳ-3-1-5
(2)財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から <u>⑤</u> に掲げる <u>行政</u>	(2) 財務局長は、銀行代理業者の監督に関し、次の①から <u>⑦</u> に掲げる <u>場合</u>
<u>行為を行ったとき</u> は、その <u>結果</u> を遅滞なく監督局長に報告する <u>ものとす</u>	は、その <u>内容</u> を遅滞なく監督局長に報告する <u>とともに、所属銀行等・銀</u>
<u>る。</u>	行代理業再委託者・銀行代理業再受託者の監督部局にも遅滞なく関連情
また、行政行為を行った財務局と当該行政行為に係る銀行代理業者の	<u>報を提供するものとする。</u>
所属銀行を管轄する財務局とが別である場合には、当該他の財務局に	①及び③の報告は、様式Ⅳ-3-1-5によることとする。
も、その結果を遅滞なく報告するものとする。①については、Ⅳ-3-	
2-3-1-1による許可番号台帳の写しの提出をもって代えることが	
<u>できる。</u>	
① 法第52条の36第1項による許可	① 法第 52 条の 36 第 1 項による許可 <u>を行った場合</u>
	② 法第 52 条の 42 第 1 項による兼業の承認を行った場合
② 法第 52 条の 52 による廃業等の届出 <u>の</u> 受理	③ 法第 52 条の 52 による廃業等の届出 <u>を</u> 受理 <u>した場合</u>
③ 法第 52 条の 53 による報告及び資料の提出 <u>の命令</u>	<u>④</u> 法第 52 条の 53 <u>により</u> 報告及び資料の提出 <u>を求めた場合</u>
	⑤ 法第 52 条の 54 による立入検査の結果を受領した場合
④ 法第52条の55による業務改善命令等	<u>⑥</u> 法第 52 条の 55 による業務改善命令等 <u>を行った場合</u>
⑤ 法第52条の56による監督上の処分	<u>⑦</u> 法第 52 条の 56 による監督上の処分 <u>を行った場合</u>
Ⅳ-3-1-6 監督指針の準用	Ⅳ-3-1-6 監督指針の準用

IΒ	新
銀行代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、II 及びIII 並びに様式・参考資料編を準用する。	銀行代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、II 及びIII 並びに様式・参考資料編を準用する。
(1)銀行代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ-2に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅢ-5に、それぞれ準じるものとする。	(1)銀行代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ-2に、法令解 釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3に、行政指導等を行う 際の留意点等についてはⅢ-5に、それぞれ準じるものとする。
(2)銀行代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じるほか、所属銀行が銀行代理業者の営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅳ-3-1-2に記載する事項に留意するものとする。	(2)銀行代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じるほか、所属銀行が銀行代理業者の営む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、Ⅳ-3-1-2及びⅣ-3-1-3に記載する事項に留意するものとする。
Ⅳ-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項	Ⅳ-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項
Ⅳ-3-2-1-2-1 (略)	Ⅳ-3-2-1-2-1 (略)
Ⅳ-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項	Ⅳ-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項
許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。	許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。
(参考)様式・参考資料編 様式6-1、6-2	(参考)様式・参考資料編 様式6-1、6-2

(1)~(3)(略)

(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(法第 52 条の 37 第 5 号)

IΒ

他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。

Ⅳ-3-2-1-2-3 添付書類

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(1)~(14)(略)

(15) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 12 号)

「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

(1)~(3) (略)

(4) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(法第 52 条の 37 第 5 号)

新

他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。

Ⅳ-3-2-1-2-3 添付書類

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(1)~(14)(略)

(15) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」(施行規則第 34 条の 34 第 12 号)

「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

IΒ	新
(16) (略)	(16) (略)
Ⅳ-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点	Ⅳ-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点
銀行代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、法、施行令、施行規則及び本監督指針において示されている銀行代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。	(1)銀行代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、 法、施行令、施行規則及び本監督指針において示されている銀行代理業 者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査する ものとする。
	(2)審査において問題点が把握された場合には、所属銀行又は銀行代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3(1)に則り関係監督部局と連携する必要があることに留意する。また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者による申請に係る場合は、同様の問題が他の申請者においても生じているおそれがあることから、関係監督部局との連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には速やかに金融庁に連絡することとする。
Ⅳ-3-2-2 業務遂行能力に関する審査	Ⅳ-3-2-2 業務遂行能力に関する審査
法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1	法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1

号から第5号、第9号、第11号、第13号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1)~(3)(略)

- (4) 資金の貸付け業務に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると 認められる者(施行規則第34条の37第3号イ、ロ)
 - ① 資金の貸付け業務に従事した者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。

② 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者等として企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があることに留意する。

新

号から第5号、第9号、第11号、第13号から第16号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

(1)~(3)(略)

- (4) 資金の貸付け業務に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると 認められる者(施行規則第34条の37第3号イ、ロ)
 - ① 資金の貸付け業務に従事した者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。なお、「資金の貸付け業務」とは単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた内容である必要があることに留意する。
 - ② 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等などとして企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があること、申請者が銀行代理業として取り扱う貸付け業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。また、これらの者についても内閣府令に定める実務経験年数を満たす必要があることに留意する。
 - ③ 資金の貸付け業務に従事した者及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

IΒ	新
(5)~(7) (略)	(5)~(7) (略)
Ⅳ-3-2-3 その他	Ⅳ-3-2-3 その他
Ⅳ-3-2-3-1 許可の場合の取扱い	Ⅳ-3-2-3-1 許可の場合の取扱い
Ⅳ-3-2-3-1-1 許可番号	Ⅳ-3-2-3-1-1 許可番号
(1) (略)	(1) (略)
 (2)許可番号の取扱い ① 許可番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとする。 ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。 ③ 許可番号を様式・参考資料編 様式IV-3-2-3-1-1による 許可番号台帳により管理するものとする。 	 (2)許可番号の取扱い ① 許可番号は、財務局長ごとに一連番号を付すものとする。 ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。 ③ 許可番号は、様式・参考資料編 様式<u>IV-3-1-5</u>により管理するものとする。
Ⅳ-3-3 届出の受理に係る留意事項	Ⅳ-3-3 届出の受理に係る留意事項
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第 52 条の 39、施行規則第 34 条の 39 に規定する変更の届出を受理 した場合で、「他に営む業務の種類の変更」につき届出があったとき	

は、上記IV-3-3 (1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類 (大分類 K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。

(参考) 様式・参考資料編 様式6-4

Ⅳ-3-4 兼業承認申請に係る事務処理

IV-3-4-1 兼業承認に当たっての留意点

Ⅳ-3-4-1-1 兼業承認の要否

既に兼業承認を受けている銀行代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について法第52条の42第1項の兼業承認を得る必要がある。

Ⅳ-4 銀行代理業者

Ⅳ-4-1 (略)

Ⅳ-4-2 主な着眼点

新

は、上記IV-3-3 (1) のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類 (大分類 J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類) における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、法第 52 条の 42 第 1 項の承認を受ける必要があることに留意する。

(参考)様式・参考資料編 様式6-4

Ⅳ-3-4 兼業承認申請に係る事務処理

IV-3-4-1 兼業承認に当たっての留意点

Ⅳ-3-4-1-1 兼業承認の要否

既に兼業承認を受けている銀行代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類(大分類J-金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について法第52条の42第1項の兼業承認を得る必要がある。

Ⅳ-4 銀行代理業者

Ⅳ-4-1 (略)

Ⅳ-4-2 主な着眼点

	<u> </u>
IΒ	新
銀行代理業者の業務の適切性等の監督については、銀行代理業者の性質及	<u>(1)</u> 銀行代理業者の業務の適切性等の監督については、銀行代理業者の性
び業務内容等にかんがみ、必要に応じⅡ−3に準じるほか、以下Ⅳ-4-2	質及び業務内容等にかんがみ、必要に応じⅡ−3に準じるほか、以下Ⅳ
- 1 からⅣ-4-2-7に掲げるとおりとする。	-4-2-1からⅣ-4-2-7に掲げるとおりとする。
(新設)	(2)銀行代理業者に係る問題点が把握された場合には、所属銀行又は銀行
	代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、 Ⅳ -
	3-1-3 (1) に則り所属銀行及び銀行代理業再委託者の監督部局と
	連携する必要があることに留意する。
	<u>また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行う</u>
	ことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した
	場合は、同様の問題が他の代理業者においても生じているおそれがある
	ことから、関係監督部局との連携がより重要となることに留意する。な
	お、このような場合には速やかに金融庁に連絡することとする。
Ⅳ-4-2-6 銀行代理業再委託者による銀行代理業再受託者の健全かつ	Ⅳ-4-2-6 銀行代理業再委託者による銀行代理業再受託者の健全かつ
適切な運営を確保するための措置	適切な運営を確保するための措置
	(1)銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に係る
	<u>業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる</u>
	責任を負っていることから、銀行代理業再受託者の監督に当たっては、
	所属銀行とともに銀行代理業再委託者の責任に十分に留意しなければな
	<u>らない。</u>
	したがって、銀行代理業再受託者が営む銀行代理業に係る業務の健全

IΒ	新
	かつ適切な運営の確保のためには銀行代理業再委託者を適切に監督する
	<u>必要がある。</u>
必要に応じ、Ⅳ-5-2に準じるほか、銀行代理業再受託者が再受託した	(2)銀行代理業再受託者(又は再受託者になろうとする者)に問題点が把
銀行代理業務を第三者に委託することを防止するための体制が整備されてい	握された場合や銀行代理業再委託者に対するオフサイト・モニタリング
るかについても留意するものとする。	を実施する場合などにより、銀行代理業再委託者からの情報収集を行う
	際には、必要に応じ、Ⅳ-5-2に準じるほか、銀行代理業再受託者が
	が整備されているかについても留意するものとする。
	│ │ (3)銀行代理業再委託者において銀行代理業再受託者の指導監督態勢等に
	型態勢等に問題が生じているおそれがあることから、IV-3-1-3
	(1)に則り銀行代理業再受託者の監督部局と連携する必要があること
	に留意する。
	 また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行う
	場合には、速やかに金融庁に連絡することとする。
Ⅳ一5 所属銀行	Ⅳ - 5 所属銀行
IV-5-1 (略)	IV - 5 - 1 (略)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1047
 Ⅳ - 5 - 2 主な着眼点	 Ⅳ-5-2 主な着眼点

	1
IΒ	新
所属銀行から施行規則第35条第1項第6号の2の届出等が提出された場合や所属銀行に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合など所属銀行からの情報収集を行う際には、所属銀行において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。 (新設)	(1) 所属銀行から施行規則第35条第1項第6号の2の届出等が提出された場合や所属銀行に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、銀行代理業者(又は銀行代理業者になろうとする者)の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、所属銀行からの情報収集を行う際には、所属銀行において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。 (2) 所属銀行において銀行代理業者の指導監督態勢等に係る問題点が把握
	された場合には、銀行代理業者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、IV-3-1-3 (1)に則り銀行代理業者の監督部局と連携する必要があることに留意する。 また、いわゆるフランチャイズ形式など、銀行代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに金融庁に連絡することとする。
IV-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保する ための措置(法第52条の58、施行規則第34条の63)	IV-5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保する ための措置(法第52条の58、施行規則第34条の63)
(1)銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備 ① 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、銀行代 理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか(銀行代理	(1)銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備 ① 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、銀行代 理業者の適切な監督を行うための体制が整備されているか(銀行代理

業者に対する業務監査体制を含む。)。

② それらの部署又は担当者によって各銀行代理業者の銀行代理業に係 る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを 検証するための内部管理態勢が整備されているか。

(2) 委託契約の内容

施行規則第 34 条の 35 第 1 項各号、第 34 条の 63 第 1 項各号に列挙さ れている事項及びそれらの導守状況のモニタリングに関する定めが委託 契約の内容とされているか。

新

業者に対する業務監査体制を含む。)。

- ② それらの部署又は担当者によって各銀行代理業者の銀行代理業に係 る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを 検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ③ 銀行代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形 式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、関係者が多 くなること等から、所属銀行により適切な指導監督等が図られている かについてより留意すること。また、所属銀行には、銀行代理業再委 託者において銀行代理業再受託者に対する適切な指導監督態勢等が整 備されているかを検証する必要があることに留意すること。

(2) 委託契約等の内容

(1) 施行規則第34条の35第1項各号、第34条の63第1項各号に列挙 されている事項及びそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが 委託契約の内容とされているか。

また、銀行代理業者を指導監督する観点から、所属銀行が契約当事 者となっていない場合であっても、同様の契約内容となっているかに ついて検証が行われる態勢となっているか。

- ② 銀行代理業者の社内規則等について、十分な検証が行われる態勢と なっているか。また、当該社内規則等の改正に当たっては、当該銀行 代理業者との間で内容について十分に精査することができる態勢とな っているか。
- (3)法令等を遵守させるための研修の実施(施行規則第 34 条の 63 第1項│(3)法令等を遵守させるための研修の実施(施行規則第 34 条の 63 第1項

IΒ	新					
第1号)	第1号)					
① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみな	① 銀行代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、銀行法のみな					
らず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令について網羅的に研修が	らず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令 <u>及び銀行代理業者の社内</u>					
行われているか。	<u>規則等</u> について網羅的に研修が行われているか。					
② 研修においては、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経	② 研修においては、銀行代理業に関する法令についての知識及び実務経					
験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。	験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。					
(注)研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属銀行又は銀	│ │ (注)研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属銀行又は銀│					
行代理業者の役職員であると否とを問わない。	行代理業者の役職員であると否とを問わない。					
③ 定期的な研修の実施により、銀行代理業者及びその銀行代理業に従	 ③ 定期的な研修の実施により、銀行代理業者及びその銀行代理業に従					
事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られ	事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られ					
ているか。	ているか。					
	④ 実施した研修の内容に対し、銀行代理業者及びその銀行代理業に従					
	事する者が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内容を理解					
	しているかの検証を行っているか。					
(4)~(9) (略)	<u>しているがの対象能を行うているが。</u>					
(T) (U) (WD)	(4)~(9) (略)					
V 協同組織金融機関						
V IDD 1-1 小丘 中线 立定 附近 155 天]	V 協同組織金融機関					
17 1 均同組織を副機則における北海東西	V 物 P 不过 神					
V − 1 協同組織金融機関における共通事項 	▼ 4 4カロの仲へ高小級目によいよりサスカで					
	┃ V-1 協同組織金融機関における共通事項					
V-1-5 準用一覧表						
(別紙7)	▼ 1 - 5 準用一覧表					

П							新								
	業態別の準用一覧表							(別紙7)							
(‡	商要	:〇印⋯銀行規定を準用、●印⋯協同組織で	書き下る	ろし、×E	卯…準用せ			業態別の準用一覧表							
ず、	(†)	協)…協同組織固有の内容)				(揺	9要:()印…銀行規定を準用、●印…協同組織	で書き下	ろし、×F	ົ⊓⋯準用t				
		項 目 -	準用状況			ず、	(協)	…協同組織固有の内容)							
		填 日	信金	信組	労金	項目			準用状況						
(中略)	()						块 日	信金	信組	労金				
Ш	銀彳	行監督に係る事務処理上の留意点				(=	中略)								
	Ш-	- 1 一般的な事務処理				Ш	銀行監	督に係る事務処理上の留意点							
		Ⅲ-1-1 監督事務の流れ					Ⅲ—1	一般的な事務処理							
		Ⅲ−1−1−1 一般的な監督事務の流れ	0	0	0		I	I-1-1 監督事務の流れ							
		Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタ						Ⅲ-1-1-1 一般的な監督事務の流れ	0	0	0				
		リングの年間スケジュール	×	<u>×</u>	×			Ⅲ-1-1-2 主なオフサイト・モニタ	0.11.0	0,14,0	0.17.0				
		(協) V-1-3 主なオフサイト・モニ	•					リングの年間スケジュール	<u>O%3</u>	<u>0 % 3</u>	<u>0%3</u>				
		タリングの年間スケジュール	•	•				(協) V-1-3 主なオフサイト・モニ							
	([(中略)						タリングの年間スケジュール	_		•				
	Ш-	- 4 銀行法等に係る事務処理					(中略	;)							
		(中略)					Ⅲ — 4	銀行法等に係る事務処理							
		Ⅲ-4-6 自己資本比率の計算	0	O <u></u> 3	O <u></u> 3			(中略)		1	<u> </u>				
	([(中略)		ı			I	[-4-6 自己資本比率の計算	0	0 <u>%4</u>	0 <u>%4</u>				
IV	銀行	行代理業	0 <u>%4</u>	0 <u>%4</u>	0 <u>%4</u>		(中略	()		1	L				
	· 1		 終能」を除	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>. </u>	l π	銀行代	理業	O×5	0.8.5	0%5				

※2 業域・職域信組を除く

(新設)

- ※1 「Ⅱ-3-6-2 (15) 銀行持ち株会社による統括機能」を除く
- ※2 業域・職域信組を除く

IΒ 新 ※3 「Ⅲ-1-1-2(3)定期的なヒアリング」及び「Ⅲ-1-1-2(4)個別銀行 ※3 告示第23条第2項関連部分を除く に関するデータベースの整備」を除く ※4 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意 ※4 告示第23条第2項関連部分を除く 点」を除く ※5 「IV-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意 点」を除く V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係 V-4 信用金庫及び信用金庫連合会関係 V-4-7 監督指針の準用 Ⅴ-4-7 監督指針の準用 V - 4 - 7 - 1V - 4 - 7 - 1信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-3-6-2 (15), $\Pi-1-1-2$, $\Pi-1-2$, $\Pi-1-4$, $\Pi-1-5$ 信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで(Ⅱ−3−1−5、Ⅱ−3− (1)、(2)及び(3)、 $\Pi - 4 - 9 - 2$ 、 $\Pi - 4 - 9 - 3$ 、 $\Pi - 4 - 1$ | 6 - 2 (15)、 $\Pi - 1 - 1 - 2$ (3)及び(4)、 $\Pi - 1 - 2$ 、 $\Pi - 1 - 4$ 、 $\Pi = 1 - 5$ (1), (2) $\Re \mathcal{N}$ (3), $\Pi = 4 - 9 - 2$, $\Pi = 4 - 9 - 3$, Π 1、Ⅲ−4−12、Ⅲ−4−15並びにⅣ−5−2−4を除く。)及び様式・ 参考資料編を準用する。 -4-11、II-4-12、II-4-15並びにIV-5-2-4を除く。)及 び様式・参考資料編を準用する。 V − 5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V − 5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係 V-5-8 監督指針の準用 V-5-8 監督指針の準用 V - 5 - 8 - 1V - 5 - 8 - 1

信用協同組合等に関して、本監督指針ⅠからⅣまで(Ⅱ-3-1-5、Ⅱ-

3-6-2 (15) 、Ⅲ-1-1-2、Ⅲ-1-2、Ⅲ-1-4、Ⅲ-1-5 (1)、(2)及び(3)、Ⅲ-4-6-3 (1)、Ⅲ-4-9-2、Ⅲ-4-9-3、Ⅲ-4-11、Ⅲ-4-12、Ⅲ-4-15並びにⅣ-5-2-4 を除く。)及び様式・参考資料編を準用する。

なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のII-4及びII-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。

V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係

Ⅴ-6-6 監督指針の準用

V - 6 - 6 - 1

労働金庫等に関して、本監督指針 I からIVまで(II - 3 - 1 - 5、II - 3 - 6 - 2 (15)、II - 4、II - 5、II - 1 - 1 - 2、III - 1 - 2、III - 1 - 2、III - 1 - 4、 III - 1 - 5 (1)、(2)及び(3)、II - 4 - 6 - 3 (1)、III - 4 - 9 - 2、III - 4 - 9 - 3、III - 4 - 1 1、III - 4 - 1 2、III - 4 - 1 5並びにIV - 5 - 2 - 4を除く。)及び様式・参考資料編を準用する。

なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、V-3を準用することとする。

新

信用協同組合等に関して、本監督指針 I から \mathbb{N} まで($\mathbb{I}-3-1-5$ 、 $\mathbb{I}-3-6-2$ (15)、 $\mathbb{I}-1-1-2$ (3) 及び (4) 、 $\mathbb{I}-1-2$ ($\mathbb{I}-1-2$ (

なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針のII-4及びII-5については準用しない(ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない。)。

V-6 労働金庫及び労働金庫連合会関係

V-6-6 監督指針の準用

V - 6 - 6 - 1

労働金庫等に関して、本監督指針 I からNまで(Π -3-1-5、 Π -3-6-2 (15)、 Π -4、 Π -5、 Π -1-1-2 (3) 及び (4)、 Π -1-2、 Π -1-4、 Π -1-5 (1)、(2) 及び (3)、 Π -4-6-3 (1)、 Π -4-9-2、 Π -4-9-3、 Π -4-11、 Π -4-12、 Π -4-15並びにN-5-2-4を除く。)及び様式・参考資料編を準用する。

なお、総代会機能の向上、半期開示の充実、コンプライアンス態勢・リスク 管理態勢の強化、及び、中央機関における傘下労働金庫に対する業務補完・支 援等については、労働金庫等に対しても求められる取組みであることから、労

IΒ	新
	働金庫等に対する監督に当たっては、必要に応じ、Ⅴ−3を準用することとす
	న .

IΒ 新 (別紙4) (別紙4) 銀行代理業者に係る監督事務の流れ 銀行代理業者に係る監督事務の流れ ○銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。 ○銀行代理業者の監督に当たっては、まずは所属銀行に対する監督を基本とする。 情報の収集・分析、所属銀行を通じた問題点の把握 情報の収集 (1)情報の収集・分析 [情報源の具体例] ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況) [情報源の具体例] ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告) ① 所属銀行に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況) ③ 所属銀行に対する定期的なヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等) ② 所属銀行からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告) ③ 所属銀行に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等) ④ 代理業者に対する検査結果 ⑤ 利用者からの苦情、投書等 ④ 代理業者に対する検査結果 ⑥ その他代理業者の経営に関し入手した一切の情報 ⑤ 利用者からの苦情、投書等 ⑥ その他代理業者の<u>業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる</u>情報 (2)所属銀行を通じた問題点の把握 臨機のヒアリング ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 所属銀行を通じた問題点の把握 ・ 臨機のヒアリング ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 代理業者の法令等導守状況に問題が 所属銀行の代理業者指導等に問題が 認められる場合 認められる場合 代理業者に対する問題点の把握 所属銀行に対する改善促進 必要に応じヒアリング ① 所属銀行に対する問題点の指摘 ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 代理業者に対する問題点の把握 所属銀行に対する改善促進 ② 改善に向けた取組みの促進 ③ 必要に応じ以下の対応 必要に応じ臨機のヒアリング 一改善方策に関する報告徴求命令 所属銀行に対する問題点の指摘 ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認 ② 改善に向けた取組みの促進 一業務改善命令、業務停止命令等 代理業者に対する改善促進 ③ 必要に応じ以下の対応 - 改善方策に関する報告徴求命令 ① 代理業者に対する問題点の指摘 所属銀行を通じた 一業務改善命令、業務停止命令等 代理業者に対する改善促進 ② 改善に向けた取組みの促進 改善促進 ③ 必要に応じ以下の対応 ① 代理業者に対する問題点の指摘 所属銀行を通じた - 改善方策に関する報告徴求命令 ② 改善に向けた取組みの促進 一業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等 改善促進 ③ 必要に応じ以下の対応 - 改善方策に関する報告徴求命令 一業務改善命令、業務停止命令、許可の取消し等 所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ 所属銀行を通じた(必要に応じ代理業者に対する)フォローアップ ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除 ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除

IΒ	新
別紙様式4-23-1 (銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の締結)	別紙様式4-23-1 (銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の締結 (の許諾)
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 〇〇〇〇 殿	金融庁長官 〇〇〇〇 殿
所在地	所在地
商号	商号
代表者	代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)	(担当部署、担当者、担当者連絡先)
銀行代理業の委託(再委託)届出書	銀行代理業の委託(再委託) <u>(の許諾)</u> 届出書
銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約を締結いたしましたので、銀行	銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約を締結 <u>(することに対して許</u>
法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 6 号の 2 の規定に	<u>諾)</u> いたしましたので、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35
基づき、下記のとおりお届けいたします。	条第1項第6号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。
記	記
銀行代理業者の	銀行代理業者の
商号、名称又は氏名	商号、名称又は氏名

田	新
年 月 日() 許可年月日及び許可番号 財務(支)局(銀代)第 号	年 月 日() 許可年月日及び許可番号 財務(支)局(銀代)第 号
銀行代理業の内容	銀行代理業の内容
他に営む業務の種類	他に営む業務の種類
銀行代理業を営む営業所又は	銀行代理業を営む営業所又は
事務所の名称及び所在地	事務所の名称及び所在地
銀行代理業の開始年月日 年 月 日()	銀行代理業の開始年月日 年 月 日()
(注) 1 記載要領 「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている事 業について記載すること	(注) 1 記載要領 <u>•</u> 「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている 事業について記載すること ・ 再委託の場合は、「銀行代理業者の商号、名称又は氏名」欄の
2 添付書類 銀行代理業に係る業務を委託(再委託)する旨の契約書の写し	- 「銀行代理業者」を「銀行代理業再委託者」とし、「許可年月日 及び許可番号」欄の下に「銀行代理業再受託者の商号、名称又は 氏名」欄を追加の上、記載すること 2 添付書類 - 銀行代理業に係る業務を委託(再委託)する旨の契約書の写し (再委託については、届出を行う銀行が契約当事者となっている 場合。)

<u>・</u> 銀行代理業者が再委託することについて許諾した場合は、許諾

IΒ	新					
別紙様式4-23-2(銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の変更)	<u>に関する書面</u> 別紙様式4-23-2 (銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の変更 <u>(の許諾)</u>)					
年 月 日	年 月 日					
金融庁長官 〇〇〇〇 殿	金融庁長官 〇〇〇〇 殿					
所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)	所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)					
銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の変更届出書	銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の変更 <u>(の許諾)</u> 届出書					
銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約を変更いたしましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。						
記	記					

		IΒ							新			
	理 業 者 の 弥 又 は 氏 名							理 業 者 の				
亦西東西	変更後					-	銀 行 代 野	理 業 者 の 及び許可番号	<u>年 月</u> 財務(支		(<u>)</u> 艮代)第	号
変更事項	変更前						亦声声语	変更後				
変	更 日	年	月	日()		変更事項	変更前				
理	由]	变	更 日	年	月	日()
						3	理	曲				
(注)						(3)	「銀行 <u>を</u> 「銀 を「銀 日及び	託の場合は、「釛 代理業者の許可年 行代理業再委託者 許可番号」欄のT 欄を追加の上、記	F月日及び許可 首」とし、「銀 Fに「銀行代理	番号」棉 行代理第	翼の「銀行 美再委託者	可代理業者 <u>」</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
添付書類 変更後の釒	見行代理業に係る	業務を委託(푣	(季託)	する旨の	の契約書の写		ー ・ 変! 書の [:]	^画				

IΒ	新
	・ 銀行代理業者の再委託契約の変更について許諾した場合は、許 諾に関する書面
別紙様式4-23-3 (銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の終了)	別紙様式4-23-3 (銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の終了 (の許諾)
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 〇〇〇〇 殿	金融庁長官 〇〇〇〇 殿
所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)	所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)
銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の終了届出書	銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約の終了 <u>(の許諾)</u> 届出書
銀行代理業を委託(再委託)する旨の契約を終了いたしましたので、銀行 法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第6号の2の規定に 基づき、下記のとおりお届けいたします。	
記	后

IΒ	新
銀 行 代 理 業 者 の 商 号 、 名 称 又 は 氏 名	銀 行 代 理 業 者 の 商号、名称又は氏名
終 了 日 年 月 日()	銀 行 代 理 業 者 の 年 月 日() 許可年月日及び許可番号 財務(支)局(銀代)第 号
理由	終 了 日 年 月 日()
契約終了後の措置	理由
	契約終了後の措置
(注)記載要領 「契約終了後の措置」欄には、当該 <u>銀行代理業者</u> に係る業務の継承に係る事項、顧客保護に係る事項、その他債権債務の処理の方法について記載すること	(注) 1 記載要領

ΙН 新 別紙様式6-1 別紙様式6-1 (第5面) (第5面) (別添3:他に営む業務の種類) (別添3:他に営む業務の種類) 商号、名称又は氏名 商号、名称又は氏名 (年月日現在) (年月日現在) 他に営む業務の種類 他に営む業務の種類 (注意事項) (注意事項) 「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調 「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調 査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基 査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基 づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標 づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標 準産業分類表に掲げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっ 準産業分類表に掲げる中分類(大分類Jー金融業、保険業に属する場合にあ ては細分類)により記載すること っては細分類)により記載すること (第6面) (第6面) (別添4:個人の許可申請者の兼職状況) (別添4:個人の許可申請者の兼職状況) 商号、名称又は氏名 商号、名称又は氏名 (年月日現在) (年月日現在)

	IΒ			新	
常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類	常務に従事している他の 法人の商号又は名称		業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、 現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類 表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(<u>大分類</u> K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第7面)

(別添5:個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

法人等の商号 又 は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、 現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類 表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類 」一金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第7面)

(別添5:個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

法人等の商号 又 は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

(注意事項)

IΒ

規定する次の基準に従い記載すること

当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事 業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条 において同じ。) の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代 表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有す る法人等
- (2) (1) に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並 びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する 分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲 げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に より記載すること

(第8面)

(別添6:法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

常務に従事し、又は事業 主たる営業所 役員の氏名 を営む他の法人又は事業 又は事務所 業務の種類 所の商号若しくは名称 の所在地

新

1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に │ 1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に 規定する次の基準に従い記載すること

> 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事 業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条 において同じ。) の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代 表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有 する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類 並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関す る分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に 掲げる中分類(大分類Jー金融業、保険業に属する場合にあっては細分 類)により記載すること

(第8面)

(別添6:法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

(> 11 +8+=)	常務に従事し、又は事業	主たる営業所	
<u>(ふりがな)</u> 狐号の氏名	を営む他の法人又は事業	又は事務所	業務の種類
役員の氏名	所の商号若しくは名称	の所在地	

IΒ	新	

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第9面)

(別添7:法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

Ŧ	子法	人等	手の雨	等	主たる営業所又は	少ま老の氏々	学 数の種類
7	Z	は	名	称	事務所の所在地	代表者の氏名 業務の種類	

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに 規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事 務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類 J 一金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第9面)

(別添7:法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

子沒	子法人等の商号 主たる営業所又は		子法人等の商号		代表者の氏名	業務の種類
又	は	名	称	事務所の所在地	代表有の氏石	未物の性規

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 2 号口 に規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事 務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

IΒ 新 (1) 当該法人の子法人等 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等(銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法 (2) 当該法人の親法人等(銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法 人等をいう。) 人等をいう。) (3) 当該法人の親法人等の子法人等((1) に掲げる者を除く。) (3) 当該法人の親法人等の子法人等((1) に掲げる者を除く。) 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類 びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する 並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関す 分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲 る分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細分類)に 掲げる中分類(大分類」ー金融業、保険業に属する場合にあっては細分 より記載すること 類)により記載すること 別紙様式6-2 別紙様式6-2 (第5面) (第5面) (別添3:他に営む業務の種類) (別添3:他に営む業務の種類) 商号、名称又は氏名 商号、名称又は氏名 (年月日現在) (年月日現在) 他に営む業務の種類 他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調 査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基│査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基

IΒ

づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類 (大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類) により記載すること

(第6面)

(別添4:個人の許可申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第7面)

(別添5:個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超え

る議決権を保有する法人等の状況)

新

づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類 (大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分類) により記載すること

(第6面)

(別添4:個人の許可申請者の兼職状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

常務に従事している他の 法人の商号又は名称	主たる営業所又は 事務所の所在地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類」一金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第7面)

(別添5:個人の許可申請者における総株主等の議決権の百分の五十を超え ス議決権を保有するは、1等の場際)

る議決権を保有する法人等の状況)

IΒ	新
商号、名称又は氏名	商号、名称又は氏名
商号、名称又は氏名	商号、名称又は氏名

(年月日現在)

法人等の商号	主たる営業所又は	代表者の氏名	業務の種類	
又は名称	事務所の所在地	1(衣有の氏石	未物の性類	

(注意事項)

1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に規 定する次の基準に従い記載すること

当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1) に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(年 月 日現在)

法人等の商号 又 は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

1 「法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 1 号口に 規定する次の基準に従い記載すること

当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有 する法人等
- (2) (1) に掲げる法人等の子法人等
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類 並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関す る分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に 掲げる中分類 (大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分 類)により記載すること

IΒ

(第8面)

新

(第8面)

(別添6:法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

(別添7:法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

(ふりがな)役員の氏名	常務に従事し、又は事業 を営む他の法人又は事業 所の商号若しくは名称	又は事務所	業務の種類
	M 0 10 7 10 (16 11 1)	00 III II 26	

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類 であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷 害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び 分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分 類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第9面)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

(別添6:法人の許可申請者の役員の兼職又は兼業状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業 を営む他の法人又は事業 所の商号若しくは名称	主たる営業所 又は事務所 の 所 在 地	業務の種類

(注意事項)

「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類 であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷 害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び 分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分 類Jー金融業、保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

(第9面)

(別添7:法人の許可申請者における子法人等の状況)

商号、名称又は氏名

(年月日現在)

П							新		
子法人等の商号 又 は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類		子法人等 又 は	号 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第34条の32第2号ロに 規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事 務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等(銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。)
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等((1) に掲げる者を除く。)
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類(大分類K-金融・保険業に属する場合にあっては細分類)により記載すること

別紙様式6-3の2

新たり	に営む業務の種類	
理	由	

(注意事項)

1 「子法人等の商号又は名称」は、銀行法施行規則第 34 条の 32 第 2 号口 に規定する次の基準に従い記載すること

当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事 務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等(銀行法施行令第4条の2第2項に規定する親法人等をいう。)
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等((1) に掲げる者を除く。)
- 2 「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類 並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関す る分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に 掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては細分 類)により記載すること

別紙様式6-3の2

新たに営む業務	の種類	
理	由	

ΙВ 新 (注) 記載要領 (注) 記載要領 「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用 「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用 いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、 いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、 産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業 産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業 分類表に掲げる中分類(大分類Kー金融・保険業に属する場合にあっては細 分類表に掲げる中分類(大分類 J - 金融業、保険業に属する場合にあっては 分類) により記載すること 細分類) により記載すること 別紙様式Ⅳ-3-2-3-1-1 (削除) 銀行代理業者許可番号台帳 平成 年 月 日現在 財務(支)局 銀行代理 雷話 許可 許可 許可の 所在地 番号 業者名 年月日 番号 条件

(記載上の注意)

備考欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、その他参考となる事項を記載すること。

	別紙様式IV-	3-1-5																	
					銀	行	代 理	業	者の	状	況								
															平成	年	月	日現在財務	<u>者</u> (支) 局
											銀行代	理業務の	<u> 内容</u>		_			714 474	<u> </u>
新	許可番号	銀行代理業者名	許可 年月日	<u>許可失効年</u> 月日	<u>主たる営業所</u> <u>又は事務所の</u> <u>所在地</u>	<u>営業</u> <u>所等</u> 数	電話番号	法人はの別	所属銀行名	預金等	当率領金の扱う	け貸付け	事業句け貸付け等	為替取引	他業の種類		<u>(f</u>	<u> </u>	
								(中略)											
		Г					1	(十 哈)											
																<u> </u>			

(記載上の注意)

- 1.「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
- 2.「営業所等数」欄には、銀行代理業を行う営業所等の数を記載すること。
- 3. 銀行代理業務の内容については、◎ 代理及び媒介 代理のみ △ 媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」、「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
- 4.「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
- 5.「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名など、その他監督上の参考事項を記載すること。
- 6. 前回報告からの変更点については、網掛けとし「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。

別紙様式IV−3−1−5

銀行代理業者の状況

平成 年 月 日現在

財務(支)局

	許可番号	銀行代理業者名	銀行代理業者名 許可年月日 法人又に 個人の知		所属銀行名	他業の種類			
(中略)									

(記載上の注意)

「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。